

土木学会四国支部インターネット活用委員会内規

平成10年12月 8日制定

平成23年 5月13日一部改正

平成25年11月13日一部改正

(目的)

第1条 土木学会四国支部インターネット活用委員会（以下「委員会」という。）は、土木学会四国支部（以下「支部」という。）の広報活動を、インターネットを活用して積極的に推進することを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は支部長、幹事長の意を受けて次の業務を行う。

1. インターネットを利用した広報活動の企画立案および管理運営
2. インターネットを利用した支部会員への情報提供
3. インターネットを利用した社会一般への広報
4. 幹事会並びに各委員会への記事作成、更新の依頼
5. その他、インターネットを活用した支部活動
6. 以上の事柄に係わる計画・成果の支部長および商議員会への報告

(組織および構成)

第3条 委員会の組織および構成は次のようにする。

1. 委員長（1名）、委員（10名以内）、幹事（若干名）で構成する
2. 委員長は支部長がこれを委嘱する
3. 委員・幹事は会員の中から委員長が選任する
4. 各地区幹事長は委員になるものとする
5. 事務局より幹事若干名を選任する
6. 委員会は必要に応じ、期限を限って専門部会をおくことができる
7. 専門部会は部会長および部員から構成される
8. 部会長は委員の中から、委員長が委嘱し、部員は部会長が選任する

(存続期間および任期)

第4条 委員会は常置の委員会とし、委員の任期は特には定めない。

(運営要領の制定)

第5条 委員会は運営要領を定め商議員会に諮らなければならない。

(変更)

第6条 本内規は商議員会に諮り変更することができる。

附 則

1. この内規は、平成10年12月8日から施行する。
2. この変更内規は、平成23年5月13日から施行する。
3. (平成25年11月12日商議員議決) この変更内規は、平成25年11月13日から施行する。